

少 第 7 7 0 号  
平成19年12月20日

各所属長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

少年相談アドバイザーの運用に関する要綱の制定について（通達）

少年相談アドバイザーについては、「少年相談アドバイザーの運用に関する要綱」（平成14年12月26日付け少第1133号。以下「旧要綱」という。）に基づき運用しているところであるが、岐阜県少年警察活動規程（平成19年岐阜県警察訓令第40号）の制定に伴い、新たに別添のとおり「少年相談アドバイザーの運用に関する要綱」を定め、平成19年12月20日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、旧要綱は廃止する。

## 別添

### 少年相談アドバイザーの運用に関する要綱

#### 1 目的

この要綱は、岐阜県少年警察活動規程(平成19年岐阜県警察訓令第40号)第4条に規定する少年相談アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 定義

アドバイザーとは、少年非行及び少年相談に関する知識・経験を有する者で、少年の非行防止、いじめ問題等少年相談の処理に関する活動等を行う特別職の地方公務員をいう。

#### 3 任用等

アドバイザーの任命、解任、報酬その他の勤務条件は、「岐阜県警察各種非常勤専門職設置要綱」(昭和52年3月14日付け務発第99号ほか)に定めるところによる。

#### 4 配置

アドバイザーは、警察本部長の指定する所属(以下「所属」という。)に配置するものとする。

#### 5 職務

アドバイザーは、所属の長の指揮監督の下に、次の職務を行う。

- (1) 少年相談の受理及び処理に関すること。
- (2) 継続補導に関すること。
- (3) 被害少年に対する継続的な支援に関すること。
- (4) 少年相談の調査及び分析に関すること。
- (5) 各種相談機関との連携に関すること。
- (6) その他特命事項に関すること。

#### 6 遵守事項

アドバイザーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特別な権限を付与されたものではないことを十分認識し、捜査活動に及ぶなど業務の範囲を逸脱しないようにすること。
- (2) さ細な相談についても、誠意を持って親切かつ丁寧に対応すること。
- (3) 言語態度、服装等に配慮し、適切な市民応接に努めること。
- (4) 秘密を厳守し、相談者及び関係者のプライバシーの保護に十分配慮すること。
- (5) 取扱い事案については、常に警察官、少年補導職員及び少年相談専門職員との緊密な連携に努めること。
- (6) 勤務中は、常に「身分証明書」(別記様式第1号)を携帯し、関係者から提示を求められた場合は、これを提示すること。

#### 7 報告

アドバイザーは、勤務時間中の取扱い事案について「勤務日誌」(別記様式第2号)に記載し、所属の長に報告するものとする。

附 則（平成 19 年 12 月 20 日付け少第 770 号）  
この要綱は、平成 19 年 12 月 20 日から施行する。

【別記様式省略】